

幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																										
<p>○幕別町近隣センター条例 (昭和48年 7月30日 条例第29号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として近隣センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>鉄南近隣センター</td> <td>幕別町宝町 154 番地</td> </tr> <tr> <td>相川北近隣センター</td> <td>幕別町字相川 313 番地</td> </tr> <tr> <td>南勢近隣センター</td> <td>幕別町字南勢 226 番地 1</td> </tr> <tr> <td><u>千住東近隣センター</u></td> <td><u>幕別町字千住 113 番地</u></td> </tr> <tr> <td>稲志別近隣センター</td> <td>幕別町字千住 488 番地 2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>第3条～第5条 略</p>	名称	位置	鉄南近隣センター	幕別町宝町 154 番地	相川北近隣センター	幕別町字相川 313 番地	南勢近隣センター	幕別町字南勢 226 番地 1	<u>千住東近隣センター</u>	<u>幕別町字千住 113 番地</u>	稲志別近隣センター	幕別町字千住 488 番地 2	略	略	<p>○幕別町近隣センター条例 (昭和48年 7月30日 条例第29号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として近隣センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>鉄南近隣センター</td> <td>幕別町宝町 154 番地</td> </tr> <tr> <td>相川北近隣センター</td> <td>幕別町字相川 313 番地</td> </tr> <tr> <td>南勢近隣センター</td> <td>幕別町字南勢 226 番地 1</td> </tr> <tr> <td>稲志別近隣センター</td> <td>幕別町字千住 488 番地 2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>第3条～第5条 略</p>	名称	位置	鉄南近隣センター	幕別町宝町 154 番地	相川北近隣センター	幕別町字相川 313 番地	南勢近隣センター	幕別町字南勢 226 番地 1	稲志別近隣センター	幕別町字千住 488 番地 2	略	略
名称	位置																										
鉄南近隣センター	幕別町宝町 154 番地																										
相川北近隣センター	幕別町字相川 313 番地																										
南勢近隣センター	幕別町字南勢 226 番地 1																										
<u>千住東近隣センター</u>	<u>幕別町字千住 113 番地</u>																										
稲志別近隣センター	幕別町字千住 488 番地 2																										
略	略																										
名称	位置																										
鉄南近隣センター	幕別町宝町 154 番地																										
相川北近隣センター	幕別町字相川 313 番地																										
南勢近隣センター	幕別町字南勢 226 番地 1																										
稲志別近隣センター	幕別町字千住 488 番地 2																										
略	略																										